

平成21年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用水供給先 成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市
白井市 富里市 酒々井町 印旛村 長門川(企)
- (2) 年間総給水量 19,372,050 m³
- (3) 1日平均給水量 53,074 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		3,566,921 千円
第1項	営業収益		3,517,378 千円
第2項	営業外収益		49,543 千円
		支	出
第1款	事業費用		3,291,861 千円
第1項	営業費用		3,015,824 千円
第2項	営業外費用		266,037 千円
第3項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,027,027 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,932 千円及び過年度分損益勘定留保資金 996,095 千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		498,184 千円
第1項	企業債		71,900 千円
第2項	国庫補助金		71,832 千円
第3項	出資金		343,452 千円
第4項	負担金		11,000 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,525,211 千円
第1項	新設工事費		280,804 千円
第2項	建設改良費		145,486 千円
第3項	企業債償還金		644,939 千円
第4項	年賦償還金		439,324 千円
第5項	国庫補助金返還金		4,658 千円
第6項	予備費		10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 71,900	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から措置期間を含め30年以内において元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 197,845 千円
- (2) 交際費 40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、56,595 千円である。

第9条 たな卸資産の購入限度額は、213 千円と定める。

平成21年 2月19日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 相川 堅 治